

2 , 八重瀬町財政の現状

歳入歳出決算の状況

平成17年度八重瀬町の決算状況¹は、歳入 12,166,072 千円、歳出 11,938,123 千円、差引 227,949 千円となっていて、平成17年度から平成18年度へ繰り越す額を除いた実質単年度収支は 133,655 千円となっています。 別添資料表1参照

表中の他力的な歳入とは、文字通り国から与えられる歳入のことを指します。つまり、厳密に言えば町の努力で増減するものではありません。このうち交付税と臨時財政対策債は三位一体改革のなかで徐々に削減されていっています。また、自力的な歳入とは、町の自助努力により伸びしろのある歳入です。限定的な歳入とは特別な条件を満たすことにより得られる借入金です。

経常収支比率は 97.0%となっていて、国の財政補てん策である臨時財政対策債等を除けば 105.2%となります²。この数値が何を意味するかは後述で詳しく説明します。また、公債費比率は 19.3%と極めて高い数値を示し、それに伴う起債制限費率は 12.3%を示しています。これは、今後、主要事業（公園、校舎建設及び道路建設）の元金償還が始まることを考慮したら、さらに高くなることが確実と見られます。

ア、歳入の現状

平成17年度の八重瀬町の歳入は、別添資料表1からわかるように交付税、臨時財政対策債及び国・県支出金（普通建設）だけで 50%を超えており、いかに他力的な財源に頼っているかが浮き彫りとなっています。自力的な歳入である町税は全体の 11%しかなく極めて苦しいことがわかります。ここで交付税、臨時財政対策債、国・県支出金及び地方債の簡単な説明を補足しておきます。

地方交付税

わかりやすく言うと、町が国からもらう生活保護的みたいなものと言えます。その理由は、交付税の算定は、八重瀬町のあらゆる基礎数値³を基にその年度の財政需要額（生活費）と収入（税収）を算定し、収入で満たない差額分を交付税として親（国）が子（地方）に分け与えるものです。交付税の財源は、

¹ 八重瀬町平成17年度決算状況は、旧東風平及び旧具志頭の4月から12月までの決算と八重瀬町の1月から3月までの決算状況のことを指します

² 後述 補足2において「経常収支比率」を説明

³ 基礎数値とは、交付税の算定の基礎となるもので算定の費目ごとに基礎数値を捉え、需要額を算定する。（例：道路橋りょう費 基礎数値 “八重瀬町の道路の面積・長さ”）

3 平成 18 年度当初予算について

全体概要

平成 18 年 6 月議会に提出、可決されました平成 18 年度八重瀬町当初予算は、近年の国の三位一体改革による影響を受けて非常に厳しい予算編成となりました。合併効果も、合併後にすぐに現れるわけでもなく、期待されていた合併財政支援も旧町村からの継続事業である大型事業に全て食われる形となり、蓄えていた基金も大部分を取り崩さざるを得ない状況に陥りました。

また、県内市町村の平成 18 年度の当初予算編成状況⁸を見ると全体的に国の三位一体改革を考慮して緊縮予算編成となっています。八重瀬町は近隣市町村と比べても合併による増経費を考慮しても極めて突出した予算編成となっています。主な内容としては以下の通りです。

歳入⁹

町の歳入の主要なものは 地方交付税 国・県支出金 町税となっています。「2 八重瀬町の現状」で記述しているとおり、この中で自力的な収入といわれる町税の主な収入は固定資産税（土地及び家屋）と町民税となっています。町民税は三位一体改革の税源移譲（税政改正：住民税のフラット化）により平成 18 年度は増収が見込まれています。しかし、他力的な収入の 地方交付税は三位一体改革の税源移譲に伴い減額が確実となっています。

今回、八重瀬町は合併算定替えにより合併しない場合に比べて増収が見込まれていますが、国の財政状況を考慮したら大幅な増はあり得ないとの認識により、今回の設定となっています。

国・県支出金は大きな収入となっていますが、これは高ければ高いほど歳出面において一般財源を加えて歳出増となるものですから、一概に高ければ良いという収入ではありません。100%補助事業というのは原則的にありません。この数値の高さは継続事業である公園緑地事業と今回、新規である農林水産施設整備事業が大きなウェイトを占めていると言えます。これは次節の歳出で説明します。そして、注目すべきは、補助事業の裏負担分を一般財源（町税及び交付税等）でまかないきれないために必然的に地方債を発行し補っています。しかし、地方債は厳密に言えば「町の借金」に当たることを考慮すれば、全ての地方債とは言いませんが、後年度への財政負担の転換と言えます。

また、諸収入が例年に比べ高い数値を示していますが（前年度、八重瀬町諸

⁸ 「別添資料 2 県内 41 市町村の 2006 年度当初予算案」参照

⁹ 「別添資料 3-1 一般会計当初予算財源の状況」参照

収入は旧町村の決算に伴う歳計余剰金 732,474 千円を含んだ数値であるので例外)これは、歳出に見合う財源が不足したためやむを得ず基金を取り崩したための繰入金 が 613,158 千円入っているためです¹⁰。

歳 出¹¹

歳出面は先述の国・県支出金及び地方債から見てもわかるように連動して、土木費が高まっているのがわかるかと思えます。また、新規事業の農林水産業施設費も高くなっています。表から参照すると、他に高い民生費等があり突出はしてはいないと思われませんが、これはあくまでも一般会計のみであり区画整理事業特別会計と集落排水特別会計を加えると倍近くなります。さらにこれらの継続事業(公園、道路、区画整理及び集落排水)は今年度に始まったことではないので、当然、前節で説明したように公債費(今までの地方債の元利償還金)が高まって来ています。繰り返しますが元利償還金の返済は、今現在ピークを迎えており、今後も毎年 10 億円超規模で推移することが確実であります。これが平成 17 年度末時点で平成 21 年度まで 10 億円超規模の公債費が続くこととなります。当然、事業を続けていく限りピークは後年度以降にずれ込むこととなります。

民生費(扶助費)の歳出の増大は、現在、高齢者社会により全国的に歯止めがきかない状況で今、これをやればなんとか減らせるとかいうものではありません。職員の自助努力によってできるのは管理費ぐらいのもので、福祉は町が手放すことはできない重要な課題だと考えられます。それは、当然、教育面にも同じことが言えます。しかし、今回は不本意ながら、補助事業の絡みの少ない、縛りのない教育費や事務部門を、平成 17 年度実績の 1 ~ 2 割カットを行っています。今後、補正が多くなることが当然考えられます。総務費は今回、合併に伴い合併特例債による地域イントラネット整備事業(総事業費 190,00 千円)や戸籍電算化システム事業(100,000 千円)により一時的な増を示しています。

また、性質別歳出に注目すると上述以外(普通建設、扶助費、公債費及び繰出金)に大きなウェイトを占めているのが物件費と言えます。この内訳には詳しく分析しないとわからないのですが、近年、時代の要請(個人情報保護法及び IT 化等)により当初、補助で導入されたものの使用料や保守料、維持管理的なものが増加傾向にあり、それらを含んでいるためだと思われれます。これは、当然、普通建設事業にて取得された施設や公園などの維持管理も同じことが言

¹⁰ 「別添資料 4 八重瀬町基金の状況」参照

¹¹ 「別添資料 3 - 2 当初予算歳出の状況」参照

えます。何も無い原野や畑を用地補償をして公園や道路を作れば、当然後々に外灯の設置による電気料や周辺整備（草刈りやトイレの整備等）諸々といった維持管理費は発生します。

国税 5 税（法人税、所得税、酒税、消費税及びたばこ税）のそれぞれ定率を原資としているもので、それらを出してなお子（地方）の財政需要額に満たない場合は、親（国）の借入による繰入金と臨時財政対策債を発行し子（地方）の財政需要額にえています。最近では、親（国）も苦しいため子（地方）への仕送り（交付税）も年々減らされています。

臨時財対策債

国税 5 税の定率でもってなお地方の財政需要額に足りない場合は、地方の要望に応えるために、その満たない分の折半分は国の繰り入れにより、残りの折半分は臨時財政対策債として特別に地方債を発行します。後年度に発生する元利償還金は、交付税により措置することが約束されています。

しかし、これは暫定的な措置であり、税源移譲により臨時財政対策債の廃止が平成 18 年度には決定しています。平成 19 年度以降は制度的に残るかどうかは未だ未定です。

国・県支出金（普通建設）

表 1 から見てもわかるように、通常、町としての自主財源は少ないなかで、町民の要望に応えるために道路建設、学校建設及び箱もの建設をやるとうする場合は当然、多額の金額が必要となりできません。しかし、国のメニューに沿って事業を行う場合は補助金が与えられます。

地方債

地方債とは、ある一定の条件（事業要件）を満たすことにより、国の許可が得られその事業の一般財源分に対して借入が許されるものです⁴。地方債の主旨は、単年度の収入では、得られないもの（例：学校建設、橋、道路建設）をその対象成果物の耐用年数の期間だけ借り入れすることにより、世代間の公平さを保つためのものです。

ある一定の条件とは主に以下のようなものが挙げられます。

- ・ 国の定める補助事業
- ・ 財政への影響を緩和することが認められるもの（例：借換債等）
- ・ その他、特定の条件を満たすもの

⁴ 平成 18 年度から国による許可制度から、協議制度に変わりました。具体的には後述

イ 歳出の現状

平成17年度八重瀬町歳出は別添資料1表2からみると、普通建設事業が38.9%と歳出の大部分を占め、次に人件費、公債費と続いています。普通建設事業の中には事業支弁人件費が含まれており、実質的人件費は18.1%となるとみられます。公債費は過年度における事業の借入分であり、過大な公共工事のツケが回ってきていることが言えます。平成17年度末現在の地方債借入現在高は12,569,119千円となっており、今後も公債費の増大は避けられない状況が見込まれています⁵。さらに公債費の増大により起債制限比率 下段参照も年々高まってきていることも見逃せない事実であります。

次に扶助費だが、これは福祉の部分の支出を指し、高齢化社会の到来により今後も歳出の増が避けられません。更に追い打ちをかけているとみられるのが物件費であります。近年、IT化や社会情勢の流れから、新規の経費（システム委託、保守料及び使用料等、維持的経費）が増大しており、これらは事業導入の際には補助や交付金等の財政援助が得られるが、導入後は全くの一般財源対応になる経費が多く、またそれらはコストダウンがなかなかうまく図れないのが現状であります。以上の歳出から平成17年度経常収支比率を算定した場合、97.0%と極めて余裕のない財政状況が伺えます⁶。

補足1 起債制限比率

歳出における、交付税により財源補てんが約束された公債費及び将来の財政負担を軽減するために繰上償還した償還金等を除いた比率を指します。地方債許可方針では、この比率が20%以上になると単独事業の起債に制限をかけ、30%以上になると災害復旧事業を除く全ての一般事業に制限がかけられます。

この数値が14%を超えると、黄色信号となり公債費負担適正化計画の作成を求められることになる。平成17年度末八重瀬町起債制限比率は12.3%となっています⁷。

⁵ 公債費は年々、事業の拡大と共に増加傾向を示し、現在ピークとなっている。しかし、平成17年度決算統計36表（地方債年度別償還状況）によると10億円超規模の公債費が平成21年まで続く見通しとなっている。あくまでも17年度末時点であり、今後も借入が続けば当然後年度以降にピークはずれ込むことになる。

⁶ 補足2 経常収支比率参照 p5

⁷ 「別添資料1表3」参照

補足2 経常収支比率

経常収支比率とは、経常に出て行くべき支出が一般財源全体の何割あるのかを示しているものです。“経常支出”とは、家計にたとえて言えば普通に生活していて必ず出る経費（家賃、食費及び電気代等）のことを指します。経常支出が高ければ高いほど、その生活は遊興費や貯金もままならず苦しいと言えます。八重瀬町の経常収支比率 97.0%ですから極めて弾力性の低い財政構造と言わざるを得ません。